

1 日 時 平成29年9月8日(金) 10時00分~12時10分

2 場 所 北海道庁別館5階 石狩振興局大会議室

3 出席者

(1) 委員及び特別委員

部会長 大平 義隆(北海学園大学経営学部教授)
副部会長 田村 愛美(税理士スクエア会計事務所税理士)
特別委員 内田 賢悦(北海道大学大学院工学研究院准教授)
特別委員 齋藤 健一郎(小樽商科大学准教授)
特別委員 山岡 俊勝(元岩見沢市建設部長)
特別委員 安達 栄次郎(小樽建設協会専務理事・事務局長)

(2) 事務局

石狩振興局産業振興部商工労働観光課長	坂下 健一
石狩振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長	山本 輝明
石狩振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主任	齋藤 尚子
空知総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長	村前 大輔
空知総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主任	木村 雅暢
後志総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主事	松尾 将志

(3) オブザーバー

経済部地域経済局中小企業課 主幹(商業)	作山 誠
経済部地域経済局中小企業課 商業グループ調査員	高橋 豊

4 傍聴者 なし

5 審議事項

- (1) 「スーパーセンタートライアル恵庭島松店」(恵庭市)に係る法第5条第1項(新設)の届出について
- (2) 「サツドラ倶知安店」(倶知安町)に係る法第5条第1項(新設)の届出について

6 発言要旨

- (1) 事務局から「スーパーセンタートライアル恵庭島松店」に関する届出について、届出の概要説明及び7月26日に行った事前説明内容の再確認を行った。

ア 事前説明における主な確認内容

- ・届出書P136 2(5)生ゴミ等は屋内の空調設備設置の密閉施設で保管し…とあるが、P129(図-9騒音発生源位置図)の廃棄物保管施設に空調機等の記載はないが、どんな空調設備を設置する予定か。

(回答) P129(図-9騒音発生源位置図)に記載されている「機器番号⑩」が廃棄物保管施設の空調機となっている。

店舗の前方に室外機は設置せず、店舗西側まで配管を通し、地上4mの壁面に室外機を設置する予定。

(メーカー資料:届出書P108,120参照)

- ・「駐車場へは左折入出庫が原則」となっているが、P35図-7では右折での入出庫予定

の経路がある。この届出に関して問題はないのか。

(回答) 指針で述べているとおり、「右折を伴う来客の自動車が少数である場合や適切な右折用車線が確保されている場合等、周辺の交通状況に与える影響が少ないとき、若しくは、右折入庫することにより周辺道路の交通への影響が左折入庫することによる影響よりも過小である場合はこの限りではない。」とあり、地元千歳警察との協議時に、「現行の交通量がさほど多くないため右折入庫は可能である」との見解を得ているため、問題ないと考える。

・全道のスーパーセンタートライアルの中で、「夜間において発生する騒音の発生源ごとの騒音レベル最大値」が規制基準値を超過している既存店はあるか。

(回答) 石狩管内での既存店は、平成21年届出の「スーパーセンタートライアル恵庭店」及び平成25年届出の「スーパーセンタートライアル千歳清流店」があり、どちらも規制基準値を満たしている。

全道の既存施設においては、規制基準値を超えているところがあったが、周辺に事業所しかないので、影響は軽微なものと判断した事例はあるが、今現在、騒音の苦情はない。

万が一、住民からの苦情があった場合は、原因を確認し、遮音壁設置、駐車場封鎖等の対応を行う。

イ 質疑、発言

・委員からの質疑、発言なし

(部会長) 意見等がなければ、「スーパーセンタートライアル恵庭島松店」の新設届出について、市町村意見、指針等を勘案した結果「意見なし」とし、別添答申文案のとおり答申することで良いか。

(全 員) 異議なし

(部会長) 別添「スーパーセンタートライアル恵庭島松店」のとおり答申することに決定する。

(2) 事務局から「サツドラ倶知安店」に係る届出について、届出の概要説明及び事前説明内容の再確認を行った。

ア 事前説明における主な確認内容

・騒音発生への配慮について(届出書p60)

「発生する騒音ごとの予測・評価」に当たっては、夜間の音源ごとの騒音レベル最大値の予測結果が規制基準値を超えないよう努めるとされているが、本届出において「敷地境界における夜間の騒音レベル」が規制基準値を超えているため、「住居壁際等における夜間の騒音レベル最大値」を予測し、その結果が規制基準値を下回っているため、指針を満たすとしている根拠は何か。

(回答) 大規模小売店舗立地法についての解説等「第4版」の解説では、設置者は基準値を超えないように努めることが原則とされているが、自動車走行音等の騒音の最大値が瞬間的に敷地境界線における基準値を若干超える場合に、周辺住居との関係や基準を超える音の継続時間や回数も勘案した上で、具体的な対応策を講じることも可能であ

るとしている。

このことから、北海道においては、北海道大規模小売店舗立地審議会各部会における店舗の騒音に係る審議材料とするために、設置者に対して、敷地境界線と併せて直近住居等の屋外壁際での予測・評価を行い、指針を満たしているかどうか検討しており、今回のケースにおいても、これに当てはまる。

・建設敷地内の道路について（届出書p14）

配置図の建設地内に西側（国道側）から東側（住宅街側）にかけて建設敷地内を上下に二分している道路が記載されているが、これは町の認定道路であったか。

また、認定道路であった場合は道路の廃止等、倶知安町と協議及び適切な手続きを行ったうえで、建設工事を施工しているか。

（回答）もともとは町の認定道路であったが、平成28年9月21日付けで廃止の告示がされており、その後届出者が土地を購入している。

（倶知安町役場建設課管理係担当者に確認済。）

・駐車場の出入口について（届出書p22）

東側（住宅街側）の駐車場出入口の隣接道路の交通量はピーク時で1台、1日で平均3台の測定結果となっているが、実際に店舗が営業開始に伴い、来客による交通量増加の見込みはないか。

（回答）東側（住宅街側）の道路については、普段からほとんど車通りがなく、来客は西側（国道側）からの入庫が大半を占めると予測され、店舗の営業開始に伴い、現時点の交通量から大幅に増加するといったことはないと考えられる。

また、万が一特売セール等の繁忙日で交通量の増加が見込まれ、危険が伴うと判断される場合は交通整理員を配置し、誘導にあたるとしている。

・駐車場出入口付近の公園について（届出書p8）

東側（住宅街側）の道路を挟んだ向かい側に公園があるが、現時点で東側（住宅街側）の道路の交通量がほとんどないこと、店舗の営業開始に伴い、交通量が大幅に増加する見込みがないこと、公園を利用する児童の安全面を考慮した際に、東側（住宅街側）の道路の駐車場出入口を設ける必要はないのではないか。

（回答）公園については児童が多数集まるような規模ではなく、店舗営業開始後の東側道路の車通りもほとんどないと考えられるため、安全面への影響は少ない。

また、近隣の住宅街からの来客が東側道路の出入口を利用する可能性があるため、必要であるとしている。

なお、店舗周辺道路については、通学路に指定されており、小学生及び中学生が主に西側（国道側）の道路を通学に使用しているため、各駐車場出入口に「児童や歩行者に注意」などの注意喚起看板を設置し、ドライバーに注意を促すこととしている。

イ 質疑、発言

- ・委員からの質疑、発言なし

（部会長） 意見等がなければ、「サツドラ倶知安店」の新設届出について、市町村意見、指針等を勘案した結果「意見なし」とし、別添のとおり答申することで良いか。

（全 員） 異議なし

(部会長) 別添「サツドラ倶知安店」のとおり答申することに決定する。

(3) 事務局から、「コープさっぽろ ふかがわ店」及び「サツドラ岩内清住店」の法第5条第1項の届出についての事務的説明を行った。

次回の開催日程を協議した結果、平成29年10月6日(金)10時30分からとした。

7 会議資料等

審議会答申文及び審議案件に関する概要は、議事録(概要版)に添付のとおり。